

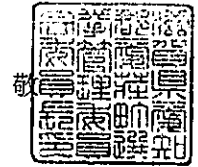
愛選委告示第10号

滋賀県愛知郡愛荘町条例制定請求者署名簿の縦覧について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項および第3項の規定により、滋賀県愛知郡愛荘町条例制定請求者署名簿を、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月27日

愛荘町選挙管理委員会委員長 児玉



1. 縦覧の期間 平成27年1月28日から平成27年2月3日まで
2. 縦覧の時間 午前8時30分より午後5時まで
3. 縦覧の場所 滋賀県愛知郡愛荘町72番地
愛荘町役場愛知川庁舎内 愛荘町選挙管理委員会
4. 縦覧することのできる者
地方自治法第74条の2第2項に規定する関係人